制定　20180524 四国第９号
平成３０年５月２９日
改正　20230216 四国第 18 号
令和５年２月２０日
最終改正　20250109 四国第５号
令和７年２月６日

四国知的財産活用推進協議会設置規程を次のように定める。

平成３０年５月２９日

四国経済産業局長　長濱　裕二

四国知的財産活用推進協議会設置規程

（目的）
第１条　四国地域における民間企業等が知的財産を戦略的に活用すること及び知的財産制度の普及を推進するため、四国経済産業局に四国知的財産活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　協議会は、四国地域の知的財産の活用に関する現状・課題等について意見交換を行うとともに、これを踏まえ、四国における知的財産の活用及び知的財産制度の普及を推進する。

（組織）
第３条　協議会は、議長１名及び委員で組織する。
２　議長は、四国経済産業局地域経済部長をもって充てる。
３　委員は、知的財産の活用等に優れた知見を有する者を四国経済産業局長が委嘱する。
４　委員の任期は委嘱の日から当該年度末（４月１日から翌年３月３１日までの１年度とする）までとする。

（協議会の開催）
第４条　協議会は、議長がこれを招集し、開催する。
２　協議会は、委員の２分の１以上の出席をもって成立する。
３　議長に事故等があるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

４　委員の出席について支障があるときは、その指名する者を代理として出席させることができる。
５　本協議会は、議長の判断により書面開催することができる。

（委員以外の出席）
第５条　議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

（議決）
第６条　協議会の議決は、出席者の過半数によるものとする。

（事務）
第７条　協議会に関する事務は、四国経済産業局地域経済部地域経済課知的財産室において処理する。

（規程の改正）
第８条　この規程を改正しようとするときは、協議会において議決を得なければならない。

（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別途四国経済産業局長が定める。

附　則（20180524 四国第 9 号）
（施行期日）
この規程は平成３０年５月２９日から施行する。
なお、平成１７年５月１６日付け平成 17･05･11 四国第 17 号にて制定した四国地域知的財産戦略本部設置要領は廃止する。

附　則（20230216 四国第 18 号）
（施行期日）
この規程は令和５年２月２０日から施行する。

附　則（20250109 四国第 5 号）
（施行期日）
この規程は令和７年２月６日から施行する。